

件名	いじめ対応への要望
受付日	令和7年3月28日
ご意見・ご提案の概要	<p>いじめ問題の早期発見と対応のためには、教職員の研修やいじめ防止教育の強化が必要であり、被害生徒が安心して相談できる環境を整えることが重要である。教育委員会は適切な指導と監督を行い、迅速かつ効果的に介入する体制を強化すべきである。</p> <p>いじめ防止には、保護者や地域住民との協力体制を構築することが求められる。いじめの再発防止のための継続的な教育と早期介入が重要であり、全校で一貫した方針に基づく取り組みと啓発活動の推進も求められる。</p> <p>また、いじめ問題への対応の適切性を評価するために、外部の監査機関の設置を検討し、対応の透明性を確保することが重要である。</p>
県の考え方	<p>岐阜県における、いじめ防止のための施策等は、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」にまとめております。下記データをご覧ください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/233161.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/233161.pdf</a></p> <p>また、いじめを受けた生徒の相談や安心・安全のため、スクールカウンセラーによるカウンセリング等の心理的支援や学校生活における配慮を行っています。相談窓口は、下記ページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16552.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16552.html</a></p> <p>また、各学校には、外部委員が参加するいじめ防止等対策組織や学校運営協議会が設置され、いじめの早期発見・早期対応のための体制整備や、その体制の見直しのための協議や取組を行っています。</p>
担当課	教育委員会 学校安全課